# 利用上の注意

### I 工業統計調査について

### 1. 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする。

### 2. 調査の根拠

工業統計調査は、統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則(昭和 26 年通商産業省令第 81 号)によって実施される。

## 3. 調査の期日

平成26年工業統計調査は、平成26年12月31日現在で実施した。

## 4. 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類(平成 25 年総務省告示第 405 号)に掲げる「大分類 E-製造業」に属する事業所(警戒区域等をその区域に含む調査区内にある事業所(工業統計調査規則第 4 条参照)、国に属する事業所及び従業者 3 人以下の事業所を除く。)を調査の対象としている。

## 5. 調査の方法

工業統計調査は、工業調査員(指定地域(東日本大震災の影響により工業調査の実施に大きな支障が生じている地域として経済産業大臣の定める地域をいう。)内にある事業所に対する調査、本社一括調査又は国直送事業所調査については経済産業大臣)が配布する調査票(従業者 30 人以上の事業所(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く)については「工業調査票甲」、従業者 29 人以下の事業所(製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く)については「工業調査票乙」)を用い、報告者(事業所の管理責任者(本社一括調査については本社一括調査企業を代表する者。))の自計により行っている。

## 6. 公 表

平成 26 年工業統計調査の集計結果は、平成 26 年工業統計表「産業編」、「**品目編」**、「市区町村編」、「工業地区編」、「用地・用水編」及び「企業統計編」として公表する。

「品目編」は、従業者 4 人以上の事業所について、それぞれの事業所の製造品及び加工品を品目別に集計したものである。「産業編」は、従業者 4 人以上の事業所について、日本標準産業分類に基づき、その主たる製造活動によって産業格付けし、産業別に集計したものである。「市区町村編」は、従業者 4 人以上の事業所について、主要な調査項目を市区町村別に集計したものである。「工業地区編」は、従業者 4 人以上の事業所について、主要な調査項目を都道府県別、工業地区別に集計したものである。「用地・用水編」は、従業者 30 人以上の事業所について、工業用地、工業用水に関する調査項目を集計したもので、工業用地・工業用水の使用状況などを表章している。また、「企業統計編」は、従業者 4 人以上の事業所について、事業所単位の調査結果を企業単位に組み替え集計したものである。

## Ⅱ 平成26年工業統計表 品目編について

日本標準産業分類の改定に伴い、平成 26 年調査より工業統計用産業分類・商品分類も改定した。改定内容については表 1 参照。

## 1. 品目編の集計

品目編は、「工業調査票甲」の13項「ア 品目別製造品出荷額」、「イ 品目別製造品在庫額」、「ウ 加工賃収入額」、「エ その他収入額」、「工業調査票乙」の9項「ア 品目別製造品出荷額」、「イ 加工賃収入額」、「ウ その他収入額」を集計したものである。

### 2. 統計表の項目の説明

(1) 「品目編」の<u>品目別事業所数</u>は、産業の格付けとは関係なく、当該品目を生産したすべての事業所が集計されている。

## (2) 製造品の出荷

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他に支給して製造させたものも含む)を、平成 26 年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
  - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
  - イ 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)
  - ウ 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、平成26年中に返品されたものを除く)
- ② 製造品出荷額は、消費税及び内国消費税額を含んだ額である。
- (3) <u>製造品の在庫(従業者 30 人以上の事業所)</u>は、調査時点(12 月 31 日)現在の、その事業所の所有に属する 製造品のみの在庫である。

なお、品目編における製造品在庫には、半製品及び仕掛品の各勘定に属するもの、転売用の商品(他から購入 した商品に加工しないでそのまま販売するもの)、特掲されていない「製造工程からでたくず及び廃物」は含ん でいない。

- (4) 加工賃収入額は、平成 26 年中に<u>他企業の所有に属する</u>主要原材料によって製造し、あるいは<u>他企業の所有に</u>属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃である。
- (5) <u>その他収入額</u>とは、上記(2)及び(4)以外(例えば、転売収入(仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)、 修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等)の収入額をいう。
- (6) 品目と産業の関係について

工業統計調査においては、製造品が複数の品目にわたる事業所の産業格付けは、生産するそれぞれの品目の製造品出荷額の大きさの割合によって、産業が決定されている。したがって、生産品目は同一品目であっても、同一産業から生産されるだけではなく、他の種々な産業でも生産されていることとなる。

品目と産業との関係をみるものが、第1部「5. 品目別出荷における産業別の産出事業所数及び出荷額」の産 出率及び「6. 産業別出荷における品目別の産出事業所数及び出荷額」の出荷率の統計表であり、いずれも従業 者10人以上の事業所について表章している。

① 第1部「5. 品目別出荷における産業別の産出事業所数及び出荷額」は、生産品目がどの産業によって生産されたのか、<u>産出率の高い産業順</u>(産出率が2%未満の産業は省略)に表章したものであり、次の算式によっている。

② 第1部「6. 産業別出荷における品目別の産出事業所数及び出荷額」は、それぞれの産業で出荷している品

目を、出荷率の高い品目順(出荷率が2%未満の品目は省略)に表章したものであり、次の算式によっている。

なお、「6. 産業別出荷における品目別の産出事業所数及び出荷額」の産業の事業所数は、賃加工専業の事業 所は除いているため、「産業編」の事業所数とは一致しない場合がある。

### 3. 表 章

- (1) 統計表は従業者 4 人以上の事業所について表章を行っているが、第1部「5.品目別出荷における産業別の産出 事業所数及び出荷額」及び「6.産業別出荷における品目別の産出事業所数及び出荷額」については、従業者 10 人以上の事業所を表章している。
- (2) 第1部「3. 品目別、都道府県別の出荷及び産出事業所数」は、都道府県の産出事業所数が1又は2のものについては、3以上の事業所数の後に都道府県名を都道府県番号順に表示している。

### 4. 記号及び注記

- (1) この統計表中、「一」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。「X」は 1 又は 2 の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3 以上の事業所に関する数値であっても、1 又は 2 の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿とした。
- (2) 金額表示の単位は百万円とし、単位未満は四捨五入している。

### Ⅲ その他の注意事項

- 1. 時系列表中の平成23年(2011年)における数値は、「平成24年経済センサス-活動調査 製造業(総務省・経済産業省)」の調査結果のうち、工業統計調査の調査範囲に合わせるため、以下の全てに該当する製造事業所について集計したものであり、斜体で表章してある。
  - ・従業者4人以上の製造事業所であること
  - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
  - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

なお、「平成 24 年経済センサス-活動調査」の調査時点は調査期間の翌年の 2 月 1 日であり、事業所数・従業者数関連の数値は 2 月 1 日現在の数値であるため留意されたい(工業統計調査の調査時点は調査期間の末日(12 月 31 日))。

- 2. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省大臣官房調査統計グループ 平成26年 工業 統計表[品目編]」による旨を明記してください。
- 3. この統計表について質問がある場合は、下記あてに御連絡ください。

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

電話(03)3501-9929(直通)

統計アクセス用 URL http://www.meti.go.jp/statistics/

# 表1 工業統計調査用商品分類新旧対応表

新産業分類	品目番号	旧 製造品名·賃加工品名	単位	対応	品目番号	新 製造品名·賃加工品名	単 位	変 更 内 容
11 繊 維 1122 絹·人絹織物業	工業	羽二重類(交織を含む)(広幅のもの)	±m.º		1122	羽二重類(交織を含む)(広幅のもの)	÷m⁴	
	19	クレープ類(絹)(広幅のもの) その他の絹広幅織物	千㎡ 千㎡	ightharpoons		19 その他の絹広幅織物	千㎡ エー・・	旧「112212」を旧「112219」に統合
	29	ちりめん類(小幅のもの) その他の絹小幅織物	于㎡ 于㎡			21 ちりめん類(小幅のもの) 29 その他の絹小幅織物	于mi 于mi	
	41	絹紡織物 ビスコース人絹織物	千㎡ 千㎡	$\rightarrow$		31 絹紡織物 41 ビスコース人絹織物	千㎡ 千㎡	
	43	キュプラ長繊維織物 アセテート長繊維織物	千㎡ 千㎡	<b></b>		42 キュプラ長繊維織物 43 アセテート長繊維織物	千㎡ 千㎡	
	45	ナイロン長繊維織物 ポリエステル長繊維織物	千㎡ 千㎡	<b></b>		44 ナイロン長繊維織物 45 ポリエステル長繊維織物	千㎡ 千㎡	
	49	その他の合成繊維長繊維織物 化学繊維タイヤコード	∸m <sup>°</sup> t	<b>:</b>		49 その他の合成繊維長繊維織物 51 化学繊維タイヤコード	+m² t	
	91	絹織物(賃加工) ビスコース人絹・キュプラ・アセテート長繊維織物(賃加工)	_			91 絹織物(賃加工) 92 ピスコース人絹・キュプラ・アセテート長繊維織物(賃加工)	_	
		合成繊維長繊維織物(賃加工)	-			93 合成繊維長繊維織物(賃加工)	_	
12 木材・木製	品製造業(	( <b>家具を除く)</b> 新「122811」へ						- 旧「1213」を新「1228」に移動
213 木材チップ製造		新「122891」へ 木材チップ			1213	11 木材チップ	_	産業分類番号変更・品目番号変
業	91	木材チップ(賃加工)	-			91 木材チップ(賃加工)	-	産業分類番号変更·品目番号変
1228 床板製造業	1213 11 91	床板(賃加工)				11   床板 91   床板(賃加工)	_	産業分類移動・品目番号変更産業分類移動・品目番号変更
6 化 学 622 無機顏料製造	工業	亜鉛華	t		1622 1	1 亜鉛華	t	
		酸化チタン酸化第二鉄(べんがら)	t	$\Rightarrow$	1	2 酸化チタン 3 酸化第二鉄(べんがら)	t	
	14	黄鉛 カーボンブラック	t	$\Box$		4 カーボンブラック	t	品目番号変更
		その他の無機顔料		<b></b>		9 その他の無機顔料	_	旧「162214」を旧「162219」に統1 ※数量は調査しない
	91	無機顔料(賃加工)	_	-	9	1 無機顏料(賃加工)	_	
634 環式中間物·合 成染料·有機顔		テレフタル酸、ジメチルテレフタレート スチレンモノマー	t			1 テレフタル酸、ジメチルテレフタレート 2 スチレンモノマー	t	
成朱科·有機與 料製造業	13	ステレンモノマー トルイレンジイソシアネート(T. D. I) カプロラクタム	t		1	2   ステレンモノャー 3   トルイレンジイソシアネート(T. D. I) 4   カプロラクタム	t t	
	15	シクロヘキサン	t		1	5 シクロヘキサン	t	
	17	合成石炭酸アニリン	t		1	6 合成石炭酸 7 アニリン	t	
	21	無水フタル酸 ジフェニルメタンジイソシアネート(M. D. I)	t			8 無水フタル酸 1 ジフェニルメタンジイソシアネート(M. D. I)	t	
		ニトロベンゼン その他の環式中間物	+ -	$\supset$	2	9 その他の環式中間物	_	旧「163422」を旧「163429」に統
	31	直接染料	t	-	3	1 直接染料	t	※数量は調査しない
		分散性染料 その他の合成染料	t _	<b>:</b>		2 分散性染料 9 その他の合成染料	t _	
	41	ピグメントレジンカラー レーキ	t	$\rightarrow$	4	1 ピグメントレジンカラー 2 レーキ	t	
		環式中間物・合成染料・有機顔料(賃加工)				環式中間物・合成染料・有機顔料(賃加工)	<u> </u>	
7 石油製品・								
1711 石油精製業		ナフサ	kl kl			1  ガソリン  12  ナフサ	kl kl	
	14	ジェット燃料油 灯油	kl kl	$\rightarrow$		13 ジェット燃料油 14 灯油	kl kl	
		軽油 A重油	kl kl	<b></b>		15 軽油 16 A重油	kl kl	
		B重油 C重油	kl kl	<del></del>		17 B重油、C重油	kl	旧「171117」と旧「171118」を統つ
		潤滑油(グリースを含む) パラフィン	kl t	$\Rightarrow$		18 潤滑油(グリースを含む) 21 パラフィン	kl t	品目番号変更 品目番号変更
	23	アスファルト 液化石油ガス	t	<b></b>		22 アスファルト 23 液化石油ガス	t	品目番号変更 品目番号変更
	25	精製・混合用原料油 石油ガス	kl <del>T</del> m³			24 精製・混合用原料油 25 石油ガス	kl <del>T</del> m³	品目番号変更品目番号変更
		石油精製(賃加工)	ļ	-		31 石油精製(賃加工)	1	四口田与友文
9 ゴム製品								
991 ゴム引布・同製 品製造業		衣料用・雑貨用ゴム引布 その他のゴム引布	m <sup>*</sup>	<del></del>	1991 1	1 ゴム引布	-	旧「199111」と旧「199119」を統名 ※数量は調査しない
		ゴム引布製品 ゴム引布・同製品(賃加工)	_			1 ゴム引布製品 1 ゴム引布・同製品(賃加工)	Ξ	1
21 窯業・土	石製品	製 造 業 普通板ガラス	2㎜換算箱		2111	1 普通・変り板ガラス	2mm描答符	旧「211111」と旧「211112」を統名
ここ 似カノへ表追条	12	変り板ガラス 磨き板ガラス	2㎜換算箱			2 磨き板ガラス		品目番号変更
	19	岸で板ガラス その他の板ガラス(一貫製造によるもの)	-			9 その他の板ガラス(一貫製造によるもの)	一	即日银与友史
22 鉄 鋼	業 2213 11	フェロマンガン	t		2213	11 フェロマンガン	t	
造業	12	シリコマンガン フェロクロム	t	$\Box$	• •	12 シリコマンガン	t	
		その他のフェロアロイ	-	<b>─</b>		19 その他のフェロアロイ	_	旧「221313」を旧「221319」に統名 ※数量は調査しない
	21 91	フェロアロイ類似製品 フェロアロイ(賃加工)	_	$\Rightarrow$		21 フェロアロイ類似製品 91 フェロアロイ(賃加工)	Ξ	XX E IOBIGE OU
4 金 属 製	品製業	 			***	(A A B 朝 2 . 上 、 19 - 1 . 1 . 1 . A B		
2499 他に分類されな い金属製品製造	2499 11 12	金属製パッキン、ガスケット(非金属併用を含む)  金属板ネームプレート	=			1  金属製パッキン、ガスケット(非金属併用を含  12  金属板ネームプレート	=	
業	13	フレキシブルチューブ 金属製押出しチューブ	_	$\Rightarrow$		13 フレキシブルチューブ 14 金属製押出しチューブ	_	
	15	金属はく(打はく) その他の金属製品	_			15 金属はく(打ちはく) 19 その他の金属製品	_	改称
	91	他に分類されない金属製品(賃加工)	-	_		31 他に分類されない金属製品(賃加工)	-	
<b>6 生産用機</b>    631 化学繊維機械・	2631 11	化学繊維機械	_		2631	11 化学繊維機械	_	
紡績機械製造		精紡機 その他の紡績関連機械	台一	ightharpoons		19 その他の紡績関連機械	_	旧「263112」を旧「263119」に統
	Ì	化学繊維機械・紡績機械(賃加工)	1	1		91 化学繊維機械·紡績機械(賃加工)	1	※数量は調査しない

1

# 表1 工業統計調査用商品分類新旧対応表

		IB				新			
新産業	新産業分類	品目番号	製造品名·賃加工品名	単 位	対応	品目番号	製造品名·賃加工品名	単 位	変 更 内 容
27 2752	業務用機 空写真機・映画用機械・同附属品製造業	2752 11 12 13 14 15	製造業 36ミリカメラ 36ミリカメラリ外のカメラ 写真装態、同関連器具 映画用機械器具 写真機・映画用機械の部分品・取付具・附属品 写真機・映画用機械・同部分品・取付具・附属品 (賃加工)	台 - - - -		12 13 14	カメラ(デジタルカメラを除く) 写真装置、同関連器具 映画用機械器具 写真機・映画用機械の部分品・取付具・附属品 写真機・映画用機械・同部分品・取付具・附属品 (質加工)	-	旧「275211」と旧「275212」を統合 ※数量は調査しない 品目番号変更 品目番号変更 品目番号変更
<b>28</b> 2811	<b>電子部品。</b> 電子管製造業	2811 11 12 19	電子回路製造業 マイクロ波管 ブラウン管 その他の電子管 電子管(賃加工)	個 個 — —		19	マイクロ波管 その他の電子管電子管(賃加工)	個 — —	旧「281112」を旧「281119」に統合 ※数量は調査しない
<b>30</b> 3023	情報通信機 電気音響機械 器具製造業	3023 11 12 13 14 15 16 17 19	佐業 ステレオセット カーステレオ テーブレコーダ デジタルオーディオディスクブレーヤ ハイファイ用アンブ ハイファイ用・自動車用スピーカシステム 補聴器 その他の電気音響機械器具 スピーカシステム、マイクロホン、イヤホン、音響用 ビッグアップ類等(現成品) 電気音響機械器具の部分品・取付具・附属品	台台台   台		12 13 14 15 16 19	ステレオセット カーステレオ デジタルオーディオディスクプレーヤ バイファイ用アンブ ハイファイ用・自動車用スピーカシステム 補聴器 その他の電気音響機械器具 スピーカシステム、マイクロホン、イヤホン、音響 電気音響機械器具の部分品・取付具・附属品	44  4	品日番号変更 品目番号変更 品目番号変更 品目番号変更 間「302313」を旧「302319」に統合 ※数量は調査しない
3033	外部記憶装置 製造業	91 3033 11 12 13 19 21	電光自音機械を実心の力品・取付具・附属品(質加工) 磁気ディスク装置 光ディスク装置 ガエン・カースク装置 ガースク装置 その他の外部記憶装置 外部記憶装置の部分品・取付具・附属品 外部記憶装置。同部分品・取付具・附属品(賃加工)	-		91 3033 11 12 19 21	電気音管機械器具・同部分品・取付具・附属品 (質加工) 磁気ディスク装置 光ディスク装置 その他の外部記憶装置 外部記憶装置の部分品・取付具・附属品 外部記憶装置の部分品・取付具・附属品 (質加工)		日「303313」を旧「303319」に統合